

景観協定に関する事務処理要綱

(平成19年3月15日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する景観協定の認可等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(景観協定の認可の申請)

第2条 法第81条第4項の規定により、景観協定の認可を受けようとする者は、景観協定認可申請書（様式第1号）の正本1通及び副本2通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 景観協定書

(2) 景観協定を締結しようとする理由を示す書類

(3) 景観協定区域（法第81条第2項第1号に規定する景観協定区域をいう。以下同じ。）内の土地所有者等（法第81条第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）の全員の住所、氏名及び景観協定に関する合意を証する書類

(4) 景観協定区域の付近見取図

(5) 景観協定区域の境界を明示した現況図（縮尺2,500分の1以上のもの）

(6) 景観協定区域に係る土地所有者等が設定した開発計画があるときは、その土地利用計画図（縮尺2,500分の1以上のもの）

(7) 申請者が景観協定を締結しようとする土地所有者等の代表者であることを証する書類

(8) その他市長が必要と認める図書

(景観協定の変更の認可の申請)

第3条 法第84条第1項の規定により景観協定の変更の認可を受けようとする者は、景観協定変更認可申請書（様式第2号）の正本1通及び副本2通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 景観協定の変更内容及びその理由を示す書類

(2) 現行の景観協定書及び変更後の景観協定書

(3) 現行の景観協定区域内及び変更後の景観協定区域内の土地所有者等の全員の住所、氏名及び景観協定の変更に関する合意を証する書類

(4) 変更後の景観協定区域の付近見取図

(5) 変更後の景観協定区域の境界を明示した現況図（縮尺2,500分の1以上のもの）

もの)

- (6) 変更後の景観協定区域に係る土地所有者等が設定した開発計画があるときは、その土地利用計画図（縮尺2，500分の1以上のもの）
- (7) 申請者が景観協定の変更をしようとする土地所有者等の代表者であることを証する書類
- (8) その他市長が必要と認める図書
（景観協定の廃止の認可の申請）

第4条 法第88条第1項の規定により景観協定の廃止の認可を受けようとする者は、景観協定廃止認可申請書（様式第3号）の正本1通及び副本2通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 景観協定を廃止しようとする理由を示す書類
- (2) 認可を受けた景観協定書
- (3) 景観協定区域内の土地所有者等の全員の住所、氏名及び景観協定の廃止に関する過半数の合意を証する書類
- (4) 申請者が景観協定の廃止をしようとする土地所有者等の代表者であることを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める図書
（認可前に土地所有者等の異動を生じた場合の申請）

第5条 前3条の規定による認可の申請後、その申請に対する認可を受けるまでの間に、土地所有者等に異動を生じた場合においては、遅滞なくその旨を新たに土地所有者等となった者の住所、氏名及び異動を生じた年月日並びにその者の景観協定に対する意見を付して、市長に申請しなければならない。

（申請書の公告及び縦覧）

第6条 市長は、第2条及び第3条に規定する申請書の提出があったときは、法第82条第1項（法第84条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、遅滞なくその旨を公告するとともに、当該公告の日から2週間関係人の縦覧に供するものとする。

2 前項の公告は、各務原市公告式条例（昭和38年条例第2号）に定める掲示場に掲示して行う。

（認可の公告及び縦覧）

第7条 市長は、法第83条第1項（法第84条第2項において準用する場合を含む。）

又は法第88条第1項の規定により景観協定の認可又は変更若しくは廃止の認可をした場合においては、その旨を当該申請者に通知するとともに、遅滞なくその旨を公告し、廃止の認可をしたときを除き、当該景観協定の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の公告について準用する。

(借地権が消滅した場合の届出)

第8条 法第85条第3項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる図書を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 借地権が消滅したことを証する書類
- (2) 借地権の目的となっていた土地の位置を表示する図面

(景観協定に加わる場合の手続)

第9条 法第87条第1項の規定により景観協定に加わろうとする者は、次に掲げる図書を添えて、市長に申し出なければならない。

- (1) 土地の登記事項証明書
- (2) 土地の位置を表示する図面

(景観協定が効力を有することとなった場合の届出)

第10条 法第90条第1項の規定により景観協定の認可を受けた者は、当該景観協定が同条第4項の規定による効力を有する景観協定となったときは、直ちに景観協定開始届(様式第4号)に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 新たに土地所有者等が存することとなった旨を証する書類
- (2) 土地の位置を表示する図面

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月15日から施行する。

様式第2号（第3条関係）

正・副

景観協定変更認可申請書						
					年 月 日	
(あて先) 各務原市長						
申請者 住所						
氏名						
印						
(法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)						
電話 () -						
<p>景観法第 条第 項の規定により次の景観協定の変更認可を申請します。この申請書及び添付図書に記載した事項は、事実と相違ありません。</p>						
1	認可年月日認可番号					
2	区域の地名地番					
3	建築物に関する協定事項	形態意匠・敷地・位置・構造・用途・建築設備				
4	工作物に関する協定事項	位置・規模・構造・用途・形態意匠				
5	その他の協定事項	緑化等・屋外広告物・農用地・その他				
6	有効期間					
7	違反があった場合の措置					
8	協定区域の面積	m ²				
9	用途地域					
10	防火地域	防火・準防火・指定無し				
11	その他の地域地区					
12	土地所有者等の人数	土地の所有者	建築物の所有を目的とする	法第 条第 項の	法第 条第 項の	合計
			地上権者	賃借権者	規定による借主等	
		人	人	人	人	人
※ 受付欄		<p>※ 認可通知欄</p> <p>この申請書及び添付図書のとおり変更について認可しましたので通知します。</p> <p>認可番号 : 第 号</p> <p>認可年月日 : 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">各務原市長 印</p>				
		※ 公告	年 月 日	第 号		

- 注1. ※印欄は、記入しないで下さい。
- 3、4、5及び10欄は、該当する部分を○で囲んでください。
 - 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入してください。
 - 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第4号（第10条関係）

景観協定開始届	
年 月 日	
(あて先) 各務原市長	
届出者 住所	
氏名	
印	
<small>(法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</small>	
電話 () -	
<p>景観法第 条第 項の規定により景観協定が効力を有することになったので、景観協定に関する事務処理要綱第 条の規定に基づき届け出ます。この申請書及び添付図書に記載した事項は、事実と相違ありません。</p>	
1 協定認可年月日	年 月 日
2 認可番号	第 号
3 協定の名称	
4 協定が効力を有することとなった年月日	年 月 日
5 協定区域内の土地所有者等となった者の住所、氏名及び当該土地の地名地番	
※ 受付欄	<p>認可番号 : 第 号</p> <p>認可年月日 : 年 月 日</p>

注1. ※印のある欄は、記入しないでください。

2. 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。